

目 次

風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節	都市防災化計画	1
第2節	総合治水計画	2
第1	治水上の課題	2
第2	総合治水対策の推進	2
第3	下水道整備の推進	3
第3節	防災知識の普及計画	4
第4節	防災訓練計画	5
第5節	自主防災組織の育成に関する計画	6
第6節	応援体制の確立に関する計画	7
第7節	情報・通信システムの整備計画	8
第8節	火災予防計画	9
第9節	林野火災予防計画	10
第1	防火思想の普及啓発	10
第2	警戒巡視の実施	11
第3	消火活動体制の整備	11
第10節	危険物施設等災害予防計画	12
第11節	土砂災害予防計画	13
第1	急傾斜地災害対策	13
第2	山地災害対策	14
第3	土石流対策	15
第12節	飲料水・食糧等の確保計画	16
第13節	防災拠点・避難場所等の整備計画	17
第14節	緊急輸送計画	18
第15節	医療計画	19
第16節	災害要援護者支援計画	20
第17節	ボランティア活動支援計画	21
第18節	建築物等災害予防計画	22
第1	建築物の災害予防	22
第2	屋根材・看板等の防災対策	22
第3	文化財等の保護	22

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部設置計画	23
第1	災害対策本部の設置・配置基準	23
第2	災害対策本部の設置及び廃止	25
第3	災害対策本部の組織、事務分掌	25
第2節	動員配備計画	26
第1	動員基準	26
第2	動員方法	27
第3	動員時の留意事項	28
第3節	災害情報収集・伝達計画	29
第1	24時間情報収集体制	29
第2	情報連絡・伝達体系	29
第3	予警報・異常現象等の伝達	29
第4	初動期の情報収集体制	34
第5	被害情報の収集・報告	34
第6	県・国への報告	35
第4節	通信運用計画	36
第5節	応急避難対策計画	37
第6節	警戒区域の設定計画	38
第7節	応援要請計画	39
第8節	水防計画	40
第9節	消防活動計画	41
第1	応急活動体制の確立	41
第2	情報通信	43
第3	火災防ぎょ活動	43
第4	救助・救急活動	45
第5	危険物施設等の対策	46
第6	応援要請体制	47
第7	警戒発令、伝達活動	49
第10節	広報広聴計画	50
第11節	緊急輸送活動計画	51
第12節	障害物除去計画	52
第13節	飲料水の供給計画	53
第14節	食糧・生活必需品供給計画	54
第15節	医療・助産計画	55
第16節	災害時要援護者対策計画	56
第17節	災害ボランティアの活動計画	57
第18節	防疫・保健衛生計画	58
第19節	廃棄物処理計画	59
第20節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬計画	60

第21節	災害警備計画	61
第22節	文教対策計画	62
第23節	住宅応急対策計画	63
第24節	二次災害対策計画	64
第25節	ライフライン等の応急復旧計画	65
第26節	市管理施設の応急対策計画	66
第27節	農地・農業用施設等応急対策計画	67
第28節	義援金品の受入・配分計画	69
第29節	災害救助法の適用計画	70
第30節	突発重大事故対策計画	71
第1	応急対策従事上の注意	71
第2	通報等	71
第3	被害状況の把握	71
第4	災害対策本部の設置	72
第5	応援要請	72
第6	広報	72
第7	避難勧告・指示又は警戒区域の設定及び避難誘導等	72
第8	援護措置	72
第31節	大谷石採取場跡地陥没事故対策計画	73
第1	通報	73
第2	被害状況の把握・連絡	73
第3	災害対策本部の設置	73
第4	警戒区域の設定・伝達	74
第5	安全確保	74
第6	援護措置	74
第7	警戒区域の見直し	74
第32節	林野火災対策計画	75
第1	通報	75
第2	被害状況の把握	75
第3	災害対策本部の設置	75
第4	延焼の防止	76
第5	応援要請	76
第6	広報	76
第7	避難勧告・指示又は警戒区域の設定	76
第8	援護措置	76

第3章 災害復旧計画

第1節	公共施設等の災害復旧	77
第2節	激甚災害の指定	77
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助の確保	77
第4節	民生安定化のための緊急措置	77